

○職員の勤務時間等に関する規則

平成7年11月1日

規則第10号

改正	平成9年8月1日	規則第3号	平成24年12月20日	規則第4号
	平成11年3月5日	規則第1号	平成29年2月7日	規則第1号
	平成11年8月2日	規則第9号	令和元年7月16日	規則第3号
	平成14年7月31日	規則第3号	令和6年12月24日	規則第2号
	平成18年3月1日	規則第1号	令和7年5月29日	規則第8号
	平成21年7月31日	規則第3号	令和8年2月9日	規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間等に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第13号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 条例第2条第3項の1日につき規則で定める時間は、7時間45分とする。

2 前項に規定する勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 任命権者は、条例第2条第5項の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

4 条例第2条の2の規則で定める勤務時間は、3時間30分を下回らず、4時間15分を超えない時間とする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第2条の2 任命権者は、職員に時間外勤務(条例第2条の3第1項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害さないように考慮しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第2条の3 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数 (アにあつては、時間)

ア イに掲げる以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、管理者が定める期間において管理者が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める

時間及び月数

- ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
 - イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
 - ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる期間の1箇月当たりの平均時間について80時間
 - エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月
- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該を超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。管理者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保の最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、管理者が定める。

（育児又は介護を行う職員の範囲）

第2条の4 条例第2条の4第1項の当該子を養育することができるものとして規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 条例第2条の4第1項の深夜（以下「深夜」という。）において就業していない者（深夜における就業日数が1月に3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該請求に係る子（条例第2条の4第1項において子に含まれるとされる者を含む。第2条の9第5項各号、第2条の10第6項及び第7項並びに第9条第1号、第8号、第12号及び第17号において同じ。）を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

（時差出勤勤務に係る勤務時間の特例）

第2条の5 任命権者は、公務の運営上必要と認めるとき、及び職員が時差出勤を申し出た場合であって公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間の区分により職員に対して時差出勤勤務を命ずることができる。

- (1) 午前8時から午後4時45分まで
- (2) 午前9時から午後5時45分まで

（育児短時間勤務職員等についての適用除外等）

第2条の6 条例第2条第5項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第2条の7 条例第2条の3第1項の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第2条の8 条例第2条の4第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、条例第9条第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親(以下「養育里親」という。)である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。))として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

2 条例第2条の4第3項に規定する規則で定める時間は、1月について24時間、1年について150時間とする。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第2条の9 条例第2条の4第1項の規定による請求(以下「深夜勤務制限の請求」という。)は、任命権者が定める深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、任命権者に対し、深夜勤務制限開始日の1月前までにしなければならない。

2 任命権者は、深夜勤務制限の請求があったときは、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による通知後において公務の正常な運営を妨げることとなる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該深夜勤務制限の請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

4 任命権者は、深夜勤務制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、当該請求に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

5 深夜勤務制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡したこと。

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと。

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第2条の4第2項に規定する者に該当することとなったこと。

6 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限終了日とする請求であったものとみなす。

7 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第5項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

8 前条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第2条の10 条例第2条の4第2項又は第3項の規定による請求(以下「時間外勤務制限の請求」という。)は、任命権者が定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務(条例第2条の3第1項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。))をいう。以下同じ。)の制限を請求する一の期

間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、任命権者に対し、時間外勤務制限開始日の前日までにしなければならない。この場合において、条例第2条の4第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 任命権者は、時間外勤務制限の請求があったときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該職員に対し通知しなければならない。
- 3 任命権者は、時間外勤務制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 任命権者は、時間外勤務制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、当該請求に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。
- 6 時間外勤務制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡したこと。
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと。
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。
- 7 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
 - (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
 - (2) 当該請求に係る子が、条例第2条の4第2項の規定による請求にあつては3歳（満3歳の誕生日）に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達したこと。
- 8 前2項の場合（前項第2号に掲げる場合を除く。）において、職員は、遅滞なく、第6項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 9 前条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第2条の11 第2条の9及び第2条の10（第2条の9第5項第4号及び第2条の10第7項第2号を除く。）の規定は、条例第2条の4第4項において準用する同条第1項又は第3項の規定により職員が同条第4項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する場合の深夜における勤務又は時間外勤務の制限について準用する。この場合において、第2条の9第1項中「条例第2条の4第1項」とあるのは「条例第2条の4第4項において準用する同条第1項」と、同条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、当該請求をした職員の親族」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第6項中「前項各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、同条第7項中「第5項各号」とあるのは「第5項第1号から第3号まで」と、同条第8項中「第4項」とあるのは「第2条の11において準用する第2条の9第4項」と、第2条の10第1項中「条例第2条の4第2項又は第3項」とあるのは「条例第2条の4第4項において準用する同条第3項」と、同項中「ならない。この場合において、条例第2条の4第2項の規定によ

る請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消、離縁等により、当該請求をした職員の親族」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第9項中「第5項」とあるのは「第2条の11において準用する第2条の10第5項」と読み替えるものとする。

(休憩時間)

第3条 条例第3条の規定による休憩時間は、12時から13時までとする。

(休息时间)

第4条 任命権者は、できる限り、おおむね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに、15分の休息時間を置かなければならない。この場合において、休息時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいてはならない。

2 前項の休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

(代休日の指定)

第5条 条例第5条第2項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手続きに関し必要な事項は、任命権者が定める。

(年次有給休暇)

第6条 条例第7条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等で、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等で、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第1項及び第2項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 条例第7条第1項第2号の規則で定める日数は、当該職員の在職期間に応じ、別表第1の1の日数表に掲げる日数（育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、別表第1の2に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）とする。

3 条例第7条第1項第3号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(2) 前号に掲げる法人のほか、管理者がこれらに準ずる法人であると認めるもの

4 条例第7条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

5 前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、管理者が別に定めるものとする。

第6条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第7条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(年次有給休暇の単位)

第6条の3 年次有給休暇の単位は、1日又は半日(育児短時間勤務職員等にあっては、1日)とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、不斉一型短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

3 半日を単位とする年次有給休暇を日に換算する場合には、2回をもって1日とし、1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に定める時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）

(4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 8時間
（年次有給休暇の繰越し）

第7条 条例第7条第2項の規則で定める日数は、一の年度における年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数（1日未満の端数があるときは、これを1日の年次有給休暇の残日数とした日数）、20日を超える職員にあっては20日とする。

2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇及び特別休暇以外の休暇並びに欠勤、休職及び停職により、その年の勤務すべき日の8割以上勤務しなければ年次休暇の繰越しは、行わない。

（病気休暇）

第8条 条例第8条に規定する病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合を除き、120日を超えることはできない。

（特別休暇）

第9条 条例第9条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて管理者が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(3) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1年（任命権者が管理者の承認を得て別に期間を定める場合は、その期間）を経過する日までの間において連続する5日の範囲内の期間

(4) 生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求したとき その都度必要と認める期間

- (5) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日（通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間（休暇の取得単位は、1日又は1時間とする。）
- (6) 妊娠中の女性職員がつわりのため勤務することが著しく困難であると認められるとき 一の妊娠期間において6日の範囲内の期間（休暇の取得単位は、1日又は1時間とする。）
- (7) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等から指導を受けたとき 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ1時間を超えない範囲内で、あらかじめ時間の配分を定めたそれぞれ必要と認める時間
- (8) 男性職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間（休暇の取得単位は、1日又は1時間とする。）
- (9) 妊娠中又は出産後1年以内に母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 別表第2に定める回数において必要と認める時間
- (10) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産までの申し出た期間
- (11) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (12) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (13) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）が出産する場合で、職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間
- (14) 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 死亡した親族に応じ別表第3の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (15) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日（遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

- (16) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの間における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
- (17) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (18) 条例第2条の4第4項に規定する要介護者の介護又は通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
(介護休暇)

第10条 条例第10条第1項のその他の規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）とし、同項の規則で定める期間は2週間以上の期間とする。

- (1) 祖父母、孫又は兄弟姉妹
 - (2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で任命権者が管理者の承認を得て定めるもの
- 2 条例第10条第1項に規定する職員の指定の申出は、同項に指定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を書面に記載して任命権者に対し行わなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 4 職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を書面に記載して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第42条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 7 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第10条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護時間の承認を受けて勤務しない

時間を減じた時間) を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第10条の3 介護時間は、30分を単位とする。

2 育児休業条例第18条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間) を超えない範囲内の時間とする。

(短期介護休暇)

第10条の4 短期介護休暇は、1日又は1時間を単位とする。

(休暇の日数及び期間の計算)

第11条 条例第6条第1項に規定する休暇の日数及び期間の計算は、次の基準による。

(1) 年次有給休暇の日数には、週休日、休日及び代休日を含まない。

(2) 病気休暇、特別休暇(第9条第1項第11号に規定する場合における休暇を除く。)及び介護休暇の期間には、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第12条 条例第11条の規則で定める特別休暇は、第9条第1項第5号及び第6号に規定する場合における休暇とする。

第13条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇(前条に規定するものを除く。第16条第1項において同じ。)の請求について、条例第8条に定める場合又は第9条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第14条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第10条第1項又は第10条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(年次有給休暇の届出)

第15条 年次有給休暇の付与を受けようとする職員は、あらかじめ時季を指定した書面を任命権者に届け出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ届け出られなかった場合には、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

(病気休暇及び特別休暇の請求等)

第16条 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面に記載して、任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第9条第1項第5号に規定する場合に該当することとなった女性職員は、あらかじめその事由、期間等を書面に記載して、任命権者に申し出なければならない。

3 第9条第1項第6号に規定する場合に該当することとなった女性職員は、速やかにその事由、期間等を書面に記載して、任命権者に届け出なければならない。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第17条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面に記載して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受

けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の任命権者が定める場合には任命権者が定める期間）について一括して請求しなければならない。

（休暇の承認の決定等）

第18条 第16条第1項又は前条第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、速やかに、承認するかどうかを決定するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認められるときは、医師の診断書その他書類の提出を求めることができる。

（条例第10条の3第2項の規則で定める期間）

第19条 条例第10条の3第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。

（報告）

第20条 管理者は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

（その他）

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成9年8月1日規則第3号）

1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。

2 改正後の職員の勤務時間等に関する規則第8条第1項の規定は、この規則施行の日において、現に欠勤中の職員で、その欠勤日数が引き続き120日を超えないものから適用する。

附 則（平成11年3月5日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年8月2日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年7月31日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月1日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（職員の服務に関する規則の一部改正）

2 職員の服務に関する規則（平成7年規則第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（職員の給与に関する規則の一部改正）

3 職員の給与に関する規則（平成7年規則第14号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

4 初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成7年規則第15号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成21年7月31日規則第3号）

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月7日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月16日規則第3号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和6年12月24日規則第2号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月29日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年2月9日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1の1（第6条関係）

在 職 期 間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第1の2（第6条関係）

在職期間	1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間	
齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間	30時間を超え31時間以下	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	29時間を超え30時間以下	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	12日	13日	14日	15日
	28時間を超え29時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	9日	10日	11日	12日	14日	15日
	27時間を	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	14日

超え28時間以下													
26時間を超え27時間以下	1日	2日	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	14日	
25時間を超え26時間以下	1日	2日	3日	4日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	
24時間を超え25時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	
23時間を超え24時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	
22時間を超え23時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	
21時間を超え22時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日	11日	
20時間を超え21時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	
19時間を超え20時間以下	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日	
18時間を超え19時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	7日	8日	9日	10日	
17時間を超え18時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	
16時間を超え17時間以下	1日	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日	7日	8日	9日	
15時間30分から16時間以下	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	8日	

別表第2 (第9条関係)

妊 娠 月 数	回数
妊娠したと認められたときから妊娠6月まで	4週間に1回
妊娠7月から9月まで	2週間に1回
妊娠10月から分べんまで	1週間に1回
出産後1年まで	1回

備考

- 1 1月の日数は、28日とする。
- 2 医師等の特別の指示があった場合にあつては、その指示された回数とする。

別表第3（第9条関係）

死亡した親族	日数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10日
父母	
子	
祖父母	5日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	3日
兄弟姉妹	5日
曾祖父母	2日
おじ又はおば	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
配偶者の父母	5日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、10日）
子の配偶者又は配偶者の子	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
祖父母の配偶者	2日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
配偶者の祖父母	2日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日
配偶者の父母の兄弟姉妹	